

石川県立大学学生支援事業実施要項

1 目的

本事業は、海外交流協定締結大学との交流をはじめとした国際交流活動や地域貢献活動に積極的に取り組む学生に対して支援を行うことにより、本学の国際化の推進や国際的に活躍できる人材の養成、学生の地域貢献活動の活性化を推進することを目的とする。

2 年間予算額

1, 000千円

3 事業内容等

(1) 国際交流活動支援

- ① 協定締結大学等の海外大学で開催されるセミナーや学生交流事業への参加、海外学会での研究発表等を行う学生に対し、旅費の一部を助成する。

助成額：旅費の実費額の2分の1とし、千円未満の端数は切り捨てとする。

ただし、1人1年度50,000円を上限とする。

[年間予算額(目安)：500千円]

- ② 本学への留学生の生活や学習をサポートする学生チューターを募り、その活動に対し助成金(対価)を交付する。1年を通してサポートを行うことを基本とするが、助成対象期間は、特にサポートの必要性が高い入学直後3か月程度とする。

助成額：月額10,000円/人 [年間予算額(目安)：300千円]

(2) 地域貢献活動支援

地域における産業、文化、生活の活性化等に資する自主的な地域貢献活動を行う学生に対し、旅費等の一部を助成する。

助成額：交通費については別紙地区毎の金額。

宿泊費については実費額の2分の1。ただし、1人一泊

3,000円を上限とする。

[年間予算額(目安)：200千円]

- (3) 上記(1)(2)のほか、国際交流活動及び地域貢献活動として特に効果が高いと認められる活動を行う学生に対し、活動費の一部を助成する。

4 募集・採択方法

(1) 募集

① 募集時期

予算の範囲内で随時募集を行う。

② 応募

3(1)及び(3)の助成を希望する学生は、原則として実施日の2カ月前までに別紙様式1による活動計画書を大学事務局に提出する

3（2）の助成を希望する学生は、別紙様式4－③による活動報告書・助成金請求書を大学事務局に提出する。

（2）採 択

① 国際交流活動については国際交流委員会において、地域貢献活動については学生部委員会において、提出された書類を審査のうえ、予算の範囲内で、助成対象とする活動及び助成額の案を作成し、教育研究審議会で決定する。決定内容を教授会に報告する。

なお、コンソーシアム事業等他の助成事業に採択されたものについては、対象から除外する。

② 応募した学生に対し、別紙様式2又は別紙様式3により採択結果を通知する。

5 活動報告・助成金の交付

（1）3（1）、3（3）の活動計画の採択通知を受けた学生は、活動終了後（留学生をサポートするチューター活動の場合は助成対象の月ごとに）、別紙様式4による活動報告書・助成金請求書を遅滞なく大学事務局に提出する。

（2）採択に際して助成金の前金払いが認められた場合は、別紙様式5により助成金の前金払いを請求することができる。

（3）上記（1）により提出された活動報告書の内容を4（2）①の各委員会に報告し、各委員会が適当と認めたときは、助成金を交付する。3（2）においては採択結果通知後、遅滞なく助成金を交付する。

（4）報告された活動内容が活動計画書の内容と相違しているなど活動内容に疑義がある場合は、詳細を確認し、その結果、活動内容が本事業の趣旨に合致しないなどの問題が判明した場合は、教育研究審議会の決定により、助成金の一部又は全部を交付せず、若しくは交付した助成金の一部又は全部を返還させることができる。

（5）助成を受けた学生に対して、本学学生を対象とする活動報告会への参加を依頼することがある。

附 則

この要項は、平成28年5月17日より施行する。

この要項は、平成30年11月6日より施行する。

この要項は、令和元年12月10日より施行する。